

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	137	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する 規制緩和	災害対策基本 法第86条の2から 86条の5まで	災害対応時における 包括的な適用除外 措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2~86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列举に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやってくる。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。 緊急時対応の場において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	
27年	138	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する 規制緩和	災害救助法第4 条第3項 災害救助法施行 令第3条第3項	災害救助法に係る 救助の程度、方法 及び期間の地方 委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされている。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	
27年	245	その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する 規制緩和	総合特別区域 基本方針、総合 特区推進調整 費の使途等に関する 基準について	総合特区推進調整 費の使途等に関する 基準の要件 緩和	総合特区推進調整費について、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった取組みを推進するため、直接、指定地域へ交付する制度を創設し、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和すること。	【提案の経緯・事情変更等】 今年度から特区については、国家戦略特別区域等に係る提案募集の際、全国での規制改革を求める提案についても求めることができ、構造改革特区と見なして取り扱うことができるようになるなど制度改正が行われた。また、国が進めている地方創生は、地域の主体的な取組みが必要であり、提案募集や特区による規制緩和等に加え、地方が迅速かつ効果的な事業が可能な自由度の高い交付金が求められている。 【支障事例等】 当該調整費の使途については、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補充するものとなっており、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できていない。 とくに、先進的な取組みの場合は国の支援制度の活用が不可欠であるが、支援制度の採択の見通しが立ちにくいことから、計画的な事業を行うことができず、最終的に事業化そのものを断念せざるを得ない場合が想定される。 【効果・必要性】 指定地域へ直接交付する制度になれば、関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つことなく、迅速な事業執行ができる。また、地域が包括的・戦略的なチャレンジを行うに当たり、地域の実情に応じた支援を受けることが可能となる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	就学前の子ども に関する教育、 保育等の総合 的な提供の推進 に関する法律第 13条第2項	幼保連携型認定こ ども園の学級編 制、職員、設備及 び運営に関する基 準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるような切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部購入への切り替えができていない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部購入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部購入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部購入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	264	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合には看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人材が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方など人口減少地域においては、看護師等の保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。		
27年	31	その他	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 本提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取扱区分では、「実現に向けて実施の具体的な手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を踏まえた上で障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。  (制度改正の必要性等) 現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り(移管)を先行しなければならぬことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務とを一体的に処理することにしないと、二重行政の解消や事務集約化による効果が十分に得られないばかりか、国からの事務移譲がとまぬやいまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。 広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。	
27年	299	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和		地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	【具体的な支障事例】 平成12年8月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇う「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。  【地域の実情を踏まえた必要性】 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	
27年	333	その他	指定都市	横浜市	総務省(特例の場合、その法律の所管省庁)	B 地方に対する規制緩和	地方財政法	地方債対象事業の拡充	民間事業者(株式会社)による保育所整備等、公共施設の建設事業に係る補助に要する経費への起債充当を可能とすること	保育所待機児童解消のため、株式会社の参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る補助に要する経費」に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となっている。民間事業者の保育所整備に係る補助金を支出する場合に、地方債を発行できないことにより、単年度における必要な財源が大きくなるため、待機児童解消に対応するために必要な保育所の定員拡大などの対策が、十分にできない。そのため、他の必要なサービスから財源を捻出するなどの支障が生じている。 【懸念の解消策】株式会社については、①財産、②提供する保育の質の低下、③公的セクターの意思による実効的運営が及ばない等の指摘があるが、①株式会社でも社会福祉法人でも法人形態による倒産のリスクに、大きな違いはない。②保育所の整備においては、法令による基準を遵守しなければならないことは、民間であっても変わらないため、質の切下げは不可能(上記①②の懸念に対する反論は、平成26年6月25日公正取引委員会報告書においても言及されている。)。③公的セクターの意思による実効的な運営という点では、一般的民間事業者は、「地方公共団体が…2分の1以上出資している法人」との比較においては、差異はあるが、社会福祉法人は、「公共的団体」として、起債対象とされているところである。この点、社会福祉法人についても、公的セクターの意思による実効的な運営が及ぶ場合としては民間事業者と大差なく、また、民間事業者による保育所の設置認可等については、社会福祉法人に対する認可と比肩できるほどの審査基準が設けられており(児童福祉法第35条第5項、平成26年12月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発1212第5号))「保育所の設置認可等について」の一部改正について参照)、その審査基準に適合している民間事業者は、「公共的団体」と同視しうる。また、本提案は、必ずしも地方財政法の改正を求めるものではなく、個別の法律を改正し、特例を認めることを含めて提案するものであることを考慮されたい	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	4	その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条	法務業務に係る各種証明書の交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商家・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的・経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を“直接”行うことは、法により制限されている。本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的・経済的負担が大幅に改善される。 現在、法務省との協議で、「受託事業者(民間事業者)が地方公共団体と協力して運営する手法として、受託事業者が創意工夫により、委託契約で求められている場所以外の場所で当該交付事務を行うという方法」を提案された。 しかし、この方法では機械の設置及びその運用に係る経費を本市が負担する必要があり、証明書等交付事務は法務省所管の事務であることから国の負担とすべきであるため承諾することが出来ないと回答している。 現状の法務局証明サービスセンターを本市に設置することに限らずそれ以外の交付方法(専用端末を設置せず交付する等)の検討も合わせて要望する。	
27年	327	その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対する規制緩和	財政融資資金の管理及び運用の取組に関する規則第19、28、29条等	地方債の財政融資資金借入関係手続の更なる簡素化・効率化	不用領報告書・延長承認申請書を廃止し、借入申込書等の様式へ統合すること	【制度改正の必要性】 複数に分かれている提出書類を一つの様式にまとめることによって、手続きの簡素化・効率化を図ることができ、地方団体において、さらに自主的かつ効率的な運用が可能となるので、制度改正が必要である。 【支障事例】 【不用領報告書・延長承認申請書】 借入を行う事業につき、不用領がある場合は追加で不用領報告書の提出、貸付期日を延長する場合には追加で貸付期日延長承認申請書の提出が必要である。 借入申込時に追加で別の書類を提出する必要があるが、事業の状況によって提出書類の数が種類が違い、非効率的である。 借入申込書や事業実施状況等調査に不用領報告、貸付期限延長の欄を設けるなどで様式を統合し、書類の軽減をすることを求める。 【懸念の解消策】 提出書類や手続きの簡素化をすることによって、法令に合致しない融資対象が申請されることは当然望ましくないため、各団体の責任において、申請前に内部でチェック機能が働くように、様式等を工夫する。	
27年	3	教育・文化	一般市	新見市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校教職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本市は現在人口減少対策を最重点の課題として取り組んでおり、特色ある教育活動を推進するために様々な教育施策を行っているところである。例えば文部科学省の英語特区の指定を受けて小中一貫英語教育の推進を行っているが、英語指導の専門的知識を有する人材を採用しようとする場合、市のニーズにあった教員の採用は困難である。また、新採用教職員は市外の県南部の出身者が多く、数年すると南部に帰任するケースが多いため、地元出身の教員を採用することができれば、地域に根ざした教育が実現でき、安定した学校運営が可能になるなどの利点もある。	
27年	83	教育・文化	施行時特別市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条	30人学級の法制化	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法制化により1学級の児童・生徒数を削減して30人学級を実施するための教職員定数の増加を図り、併せて現状の教職員加配定数を維持できるよう予算措置を講じる。	現行の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編制では小学校1学年について平成23年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年への拡大については法制化が見送られ、少人数学級編制実施のための教職員定数については、各都道府県ごとに決められた加配教職員定数の中で割り振ることとしている。現状では、小学校2学年においても35人学級が定着しており、決められた加配教職員定数の中、小学校2学年の少人数学級を実施するに当たり、法制化ではなく加配教職員定数から教職員定数を割り振ることは、他の学年での弾力的な学級編制の妨げに結びつくものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	84	教育・文化	施行時特例市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2	学校栄養職員の配置基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、現行の児童・生徒数が150人以上単独実施校に1人、150人未満単独校4校に1人という配置基準を引き下げ、単独調理場配置校には県費負担教職員としての学校栄養職員を配置すること。	平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、教職員定数の算定にあたっては ①学校給食単独調理校 550人以上の学校数×1人、550人未満の学校数×1/4人 ②共同調理場 1500人以下×1人、1501人～6000人×2人、6001人以上×3人となっている。 学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報把握に際して、など職務の重要度が増大しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対応が求められる。また、共同調理場への学校栄養職員の配置についても、対象となる児童又は生徒数が1500人以下の場合1人という現行の配置基準では、きめ細かな対応が難しい状況にある。 このため、小学校または中学校並びに共同調理場への県費負担教職員としての学校栄養職員の配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理場施設を単独で置く場合は、1校1人の配置基準に改めること。また、②は、配置基準を1500人以下についても2人とすること。	
27年	182	教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条	小学校2年生35人学級の「加配措置」の対象拡大及び「法制化」	平成24年度に、国において小学校2年生の35人学級が加配措置により実施されたが、現在加配の対象外となっている国に先行して少人数学級を実施していた自治体についても、国に加配の対象に加えること。併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、国において実施された小学校2年生35人学級の加配措置については、国に先行して少人数学級を実施していた自治体が対象外となっており、先進的な取組を実施していた自治体が顕著な、著しく不公平な状態となっている。 本市においては、少人数学級を独自で実施するため、年間約2億円が持ち出しの状態になっている。  【見直しによる効果】 適正な措置が講じられることで、本市では、持ち出している予算を活用し、地域の実情を踏まえた、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるような切れ目のない支援が求められている。  【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設を整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。  【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	
27年	200	医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床に係る報告事務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	【支障事例】 県が医療圏を設定することで、急激に人口増加を続ける武蔵小杉駅周辺地区の地域の実情に応じた医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画の策定は医療や保健の面だけでなく、本市では、武蔵小杉駅周辺地区における人口の急増(10年前との比較で約4割増)や再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との連携といった、地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を緊密にして対応することが求められている。  【制度改正の必要性】 医療計画の策定は、住民の健康の保持、生命の保護に直接かかわるものであり、住民に最も身近な基礎自治体の長期計画へ位置付けられた上で、課題解決に取り組む必要があると考えている。二次医療圏に関する内容について、指定都市が自ら医療計画に反映させた場合には、庁内や関係団体との調整及び市の附属機関での審議などに2箇月程度を要すると見込んでいるが、県と調整する場合には上記期間に加え、県への説明や県の事務手続(庁内調整、審議会等)が必要となることから、指定都市が自ら医療計画に反映させた方が、大幅に時間を短縮することができる。なお、医療計画の実現に向けては補助金を活用した誘導策が有効であると考えている。医療計画の策定と国からの補助金が直接市に入ることは一体的なものであると考えている。  【懸案の解消策】 昨年の厚生労働省からの最終回答①に対しては、三次医療圏、他の二次医療圏についても県と良く調整した上で、指定都市が医療計画を策定すれば支障は無いと考える。 最終回答②に対しては、二次医療圏が本市の区域を跨ることは現実的には考えにくい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	330	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4 医療法第7条第5項	医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲	①医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。 ②医療法第7条第5項の許可について、指定都市の市長は都道府県知事の求めがなくとも自らの判断に必要な対応ができるようにする。	【制度改正の必要性】医療計画については都道府県が定めることになっているが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性を持ちながら、地域の実情に応じて指定都市が自ら策定することが望ましいと考える。医療計画の策定にあたっては、都道府県医療審議会の意見を聞くことになっているため、医療審議会の設置についても指定都市へ移譲すべきである。地域医療構想の達成推進のための条件付き許可が必要な状況になったときは、指定都市の市長が地域の実情に応じて自ら必要な対応を講じるべきである。 【支障事例】都道府県が策定した計画にとどまらず、地域の実情に応じた計画を独自に策定している指定都市もある。都道府県の計画にも指定都市が策定した計画を参照するよう記載されており、計画策定事務が重複している。医療法第7条第5項の許可について、同法第7条第1項の規定による病院等の開設許可申請に関する審査については、指定都市が行っており、都道府県知事が条件を付すよう求める時期と許可審査が終了する時期に時間差が生じる場合も考えられる。また、医療機関の開設にあたっては、医療法に基づく開設許可に合わせ、保険医療機関としての指定を受ける時期も考慮し実際の手続きが進められる。指定都市の市長には、都道府県知事からの求めに基づき、医療法第7条第5項に規定する条件を付し病院等の開設等の申請に対する許可を行うことができるとされているが、遅やかな医療機能の提供開始や行政効率の点から、都道府県知事からの求めに基づくことなく、指定都市の判断と責任において医療法第7条第5項の許可が行えることが適切と考える。 【懸念の解消策】医療計画については都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制とも整合性を図るため、都道府県や近隣市町村との調整が必要である。医療審議会を構成する委員として、医療保険の保険者を代表する者があるが、市町村を単位とした保険者の団体が無い。地域医療構想の達成推進のための対応については、地域医療構想調整会議の委員の意見を十分に吟味したうえで行うべきである。	
27年	48	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4 医療法施行規則第30条の30	基準病床数の算定方式の見直し	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等を踏まえた地域の実情に合った算定方式に見直す	【制度改正の必要性】病院・診療所の病床数については、医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めることとされている。しかしながら、人口が増加しているさいたま市を含む東京大都市圏は、西日本の各府県と比較しても、人口当たりの病床数が非常に少なく、その格差は大きくいれているという現状がある。本市は、埼玉圏内の二次医療圏域を単独で構成しているが、今後人口増加が予測されているにも関わらず既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。加えて、本市は、今後全国でもトップクラスで急速な高齢化が見込まれていることから、高齢者人口の急増に伴う更なる病床不足が予想されている。 【提案内容】 以上のことから、以下の様に地域の実情に合った算定方式に見直すことを提案する。 1. 基準病床数の算定に当たっては、各地域における将来的な人口動態等を踏まえて設定を行う。 2. 基準病床数の算定に当たっては、その計算方法を全国一律とするのではなく、「今後人口増加が見込まれる地域」「今後人口があまり変わらない地域」「今後人口減少が見込まれる地域」等のように全国各都道府県をいくつかの地域グループに分けて、それぞれの地域グループ毎に厚生労働大臣が係数等を設定する。 3. 2で提案した人口動態等を踏まえた地域グループ毎の係数等の設定にあたっては、厚生労働省は現在の各都道府県における人口当たり病床数等の格差や、各都道府県の病床に関する意見を勘案する。 【留意点】本提案は、昨年本市が提案した「基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の委譲」に対し、厚生労働省から「各都道府県独自の判断において病床の増加が可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性がある」との回答があったことを踏まえ、算定方式そのものの見直しを求めることとしたものである。	
27年	251	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第6項	基準病床数の総量規制の見直し	基準病床数については、国が定める全国一律の算定基準や「従うべき基準」により規制されているが、地域の実情を踏まえた独自の加減算が可能となるよう、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 各都道府県では本年度から、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能毎に医療需要と病床の必要量を推計する「地域医療構想」の策定を進めているところである。 【支障事例等】 基準病床数の見直し(5年ごと)を行う際、算定式が国の一律基準により定められており、また、特例を適用するにも大臣同意に時間を要することから、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した、即時・適切な病床の配分ができない。 【効果・必要性】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する上で、県及び圏域の課題に応じた真に必要な病床数を算定することができる。	
27年	250	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7条の38、39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条、等	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を有効性あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監督 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県が市町とともに国民健康保険の共同保険者として位置付けられた。また、同法では、都道府県が医療費適正化の推進主体と位置付けられており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すとともに有効性のある取組の推進がもたらされているが、健保組合等への指導については保険者協議会を活用する具体的な推進方策が示されていない状況である。 都道府県は、今後、医療費適正化計画の実現をめざして、地域の実情に応じた取組みを進めようとしているが、この取組みを有効性のあるものとするためには、県内に本部を置く健保組合や支部単位での運営を行っている健保組合や協会けんぽに対する指導監督権限の移譲は不可欠である。 医療費目標の達成に向けては、保険者協議会の場で協議を行い、協議会を通じて、全保険者に協力を依頼できることになっているが、現行法上は権限がないため、資料提供要請にも応じない健保組合等もあるなど、健保組合等に対するコントロールについて実行力に欠ける。 【効果・必要性】 現在都道府県が有する国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる権限と併せて、被用者保険の保険者に対する権限を有することで、現在保険者義務である被保険者に対する保健事業の推進等を全体的に推進することが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	16	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、 鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条、第82条	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服、地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各圏域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとした。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	
27年	187	医療・福祉	都道府県	和歌山県、 兵庫県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第三十条の四、健康保険法第七十六 条第二項に基づ 告示	診療報酬の決定 権限の一部の移 譲	病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる診療報酬の地域加算などの仕組みを設けた上で、箇所付けの権限を都道府県に移譲する。 なお、加算財源については、国が診療報酬を全体に削減すること等で確保するなど、国が制度設計すべき。	【現行制度】 医療保険における診療報酬は、国が全国一律の価格設定を行い、患者はどことも一律の負担で医療サービスを受けることができる一定の公平性を確保した制度設計がなされている。この診療報酬を改定することにより、国は医療政策の誘導を行っている。  【支障事例及び制度改正の必要性】 平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療法等が改正され、医療機関の機能分化と連携、また、在宅医療の充実が提示され、加えて、医療従事者の確保対策が提示された。この中で、県は国が示す地域医療構想策定ガイドラインによる推計方法で二次保健医療圏ごとに医療機能別の必要病床を算定し、病床再編を行っていくことが義務づけられたものの、地域医療介護総合確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。例えば、急性期病床から回復期病床への転換が必要となると、現行では回復期より急性期の方が診療報酬が丰厚いため、病院は容易に転換しようしない。 国は今後、診療報酬体系を回復期にシフトしていくことが考えられるが、県の権限は新基金によるハード対策が中心となり、予算規模も小さく、効果も限定的と思われることから、新たに地域の実情を踏まえた診療報酬上の地域加算などの仕組みを設けた上で、誘導が進まない病院に県が箇所付け設定できるような権限移譲が必要と考えられる。  【制度改正の効果】 県が診療報酬の地域加算などを地域の実情に応じて一定程度箇所付け設定できることで、病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる。	
27年	252	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山 県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第 76条第2項 高齢者の医療 の確保に関する 法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の 算定方法)等	診療報酬の決定 に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」では、都道府県を、医療費適正化の推進主体と位置付けており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すことと実効ある取組の推進が求められている。 【支障事例等】 健保法、高確法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっており、へき等医療機関が不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定ができない。 なお、診療報酬の独自設定が可能となれば、患者負担が増加しないよう、増加分保険者に求めることになるが、国において、保険者の増加負担分の解消につながる診療報酬体系に見直すことを求める。 【効果・必要性】 へき等医療機関の不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のバランスのとれた医療提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。	
27年	159	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	国民健康保険 法第7条・8条・9 条・67条 厚生労働省平 成26年12月5日 通知	過誤調整方法(返 納金)の運用変更 可能な規制緩和	本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすること	【支障事例】 転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事実が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる。 これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担分を支払ったのち、加入中の保険者としてその領収書とに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損はH21-H25で567件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。 【制度改正の経緯】 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険者間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、処理が進んでいない。現状のまま被保険者異動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転居後の社保加入や他市町村国保への手続き不備等、機能しない可能性もある。また、マイナンバー・活用による過誤調整の方針が閣議決定され、一定の改善可能性があることを理解する一方、マイナンバーカードが任意取得であること、再発行の際、手数料がかかること(本市での保険証再発行枚数は月300枚程)やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分と言わざるを得ない状況である。 【懸念の解消策】 本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法67条の改正により規制緩和をお願したい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	259	医療・福祉	都道府県	兵庫県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	保健所長の医師 資格要件の緩和	公立病院など、特定の病院との連携により医師が確保されている場合には、保健所長が医師でなくてもよいように規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 また、近年の高齢化の進展に伴い、保健所は認知症対策や健康づくりなどの拠点としての役割が重要となっていることから、保健所長についても、新たな福祉課題に応じた配置がされるべきである。 【支障事例】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 【効果・必要性】 保健所長が公衆衛生に精通した職員であれば、特定の病院との連携により医師が確保されている場合、保健所における健康危機管理事業等の役割を十分果たすことは可能であり、地域の実情に応じた対応も可能となる。	
27年	119	環境・衛生	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	「厚生労働省所管一派会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の1(1)	水利権有償譲渡 にかかる財産処分承認補助金の返還免除	水道資産の有効活用のための水利権有償譲渡にかかわる財産処分承認基準の緩和(国庫補助金の返還免除)	【現状】 県営水道が保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡するなど、県域水道全体での有効活用の検討を行っている。 【具体的な支障事例】 運営主体が異なるので、水利権譲渡後も同じ水道目的に使われるにも関わらず、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」第3の1(1)には、国庫納付に関する条件を付さず承認する条件に水利権の有償譲渡が掲げられていないため、県営水道の水源確保を目的とした国庫補助金の返還が必要となる。このため、水利権を譲渡しようとする県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することで、市町村の負担が増えるとともに、新たに国庫補助金の申請が必要となる。 【制度改正の必要性】 県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権譲渡先である市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要となる。市町村も国庫補助金申請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が認められることで、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構築に向けて、水道資産の最適化がスムーズに進めることが可能となる。また、健全な水循環の推進を目的とする水循環基本法第15条において「水を適切かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、同法第10条に基づき策定中の水循環基本計画においても、水資源の有効利用の観点から」地域において用途内又は用途間の需給にアンバランスが生じた場合、(略)水の転用を更に進めていくことが求められており、これらの水資源の有効利用を推進する主旨に合致する。	
27年	248	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設に関する基準の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業が創設され、利用者が多様な施設や事業の中から保育の給付を選択できるようになったが、保育士の配置や設備の面積については、依然「従うべき基準」とされている。 【支障事例等】 ある自治体においては、給食センターを活用した保育所等の運営の効率化や、子どもの発育・発達段階に応じた栄養管理と乳幼児期から一貫した食育の推進を目的として、構造改革特区の認定を受けて公立保育所について外部搬入を実施しているが、私立保育所に関しては3歳以上3歳未満で別扱いする必要があるため、町内の子どもも全体を対象に施策を展開する上で困難が生じている。 【効果・必要性】 市町の学校給食センター等を活用することで、人件費等の自園調理に要するコストの削減、食材の一括購入による地産地消の促進、栄養士による一貫した栄養管理(国基準では保育所について栄養士の配置義務なし)等が可能になる。 また、給食施設だったスペースを使った地域とのふれあいや交流などを通して、地域やふるさとに誇りと愛着を持った子どもの育成に資することができる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見直しと提供体制の確保時期等を定めこととされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てができるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する都市部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができていない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	264	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付額 病児保育事業実施要綱	病児保育事業の補助要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合には看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人材が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、看護師の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。	
27年	17	医療・福祉	その他	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第41条～第61条の3	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとする。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	
27年	253	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第41条、第42条の2、第46条、第48条、第53条等	介護報酬の決定に関する権限移譲案、第53条等	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど、介護保険法等に基づく介護報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 今年度の介護報酬の改定により、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応サービスなどを集合住宅における利用者に提供する場合には、移動コストがからないことを踏まえて介護報酬を減算することとなった。 しかし、へき地においては、まとまった数のサービス利用者の確保が難しく、移動ロスが多いことから事業者によるサービス提供が進んでいない。 【支障事例等】 介護保険法上、介護報酬は厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聞いて定めることとなっており、介護事業経営実態調査を基に収益率を勘案しながらの改定がなされているが、地域の実情に応じた人員配置実態が全く考慮されていない状況にある。 中山間地域等で開設する事業所や中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合には加算で措置されるが、今後さらなる高齢化が進む中、介護サービス提供体制が不足している地域における介護サービスを充実させるためにも、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど各地域のサービス提供体制を踏まえた独自の報酬設定が求められている。 【効果・必要性】 介護報酬の決定の一部の移譲により、介護サービスの提供体制が不足している地域に対して、必要とされる介護報酬面での優遇設定が可能となり、新たな事業者によるサービス提供を促すことができる。	
27年	82	医療・福祉	一般市	宇部市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第1項・第10項・第33条第1項・第6項 介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第38条第1項・第2項・第41条第2項・第52条第1項・第2項	「要介護認定(要介護4・5)の有効期間上限の無期限化」	高齢化の進展に伴い、申請者は増大し、要介護認定業務及び関係経費が増大している。 今後も、上昇傾向が続くと見込んでいるが、当該業務を安定的に継続するため、見直しを急務と考える。 については、その一旦として、主治医意見書をもとに、認定審査会において、状態が安定していると判断される要介護4、または、要介護5の更新申請について、認定可能な有効期間の上限を無期限とすることを提案する。	本市では、認定申請件数の増大に対応する認定調査員や認定審査委員の確保の困難さや、当該業務量の増大が認定結果遅延の要因となっており、その結果、処分延期通知発送業務が発生する悪循環となっている。 今後もこの傾向はさらに増大することが見込まれ、地方分権改革に関する他市と同様の状況で、当該業務の効率化を加速し、負担軽減を図る必要があると考えている。 このような状況の中、本市の平成20年度認定審査実績では、要介護4、または、要介護5の更新時の認定結果が、要介護3以下に改善するケースが、1031人中182人の15.7%、要介護4・5から変化しないケースが、1031人中869人の84.3%との結果を踏まえ提案したものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	263	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化	認定事務の負担軽減及び制度簡素化のため、新規申請・区分変更申請についても、更新申請に同様に、有効期間の延長や期間を統一するなど基準の簡素化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年度制度改正により、一部有効期間の見直し(※「総合事業」を市町村全域で事業実施する場合に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を一律、原則12か月、上限24か月に延長、簡素化)がなされたところであるが、新規申請、区分変更申請においては、まだ原則6か月、上限12か月のままとなっている。 【支障事例等】 昨年度一部有効期間の見直しが行われたものの、認定調査を頻繁に受けること自体が本人、家族にとって負担であるという声を聞いている。今後高齢化の進展により、要介護(要支援)認定の申請件数の増加が見込まれることから、新規申請、区分変更申請についても、有効期間の延長と期間の統一が求められているが、現行制度ではそれができない。 なお、有効期間の延長によって認定区分を変更する機会が減少するのではという懸念があるが、被保険者の状態が大きく変化した場合、随時区分変更申請を申し出る機会が保証されている。 【効果・必要性】 新規申請、区分変更申請についても有効期間の延長による期間の統一が図られることにより、認定事務の負担軽減、簡素化が期待される。	
27年	190	医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	介護サービス事業者(一部)の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	介護サービス事業者(一部)の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	【支障事例】 介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が果にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	
27年	256	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項、第97条第4項	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。 【支障事例・現状】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となり、平均要介護度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 現在、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、全国的に介護人材確保が困難なことから、配置基準を下回することを理由に入所を断る施設が生じている。一方、入所申込者が全国で52.4万人(H26.3厚生労働省まとめ)に上り、入所申込者の増加に歯止めをかけることが緊急の課題となっている。 【支障事例等】 今後高齢化率が安定化すると予想されるものの施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測されるが、配置基準が全国一律であり、都道府県の利用実情に応じた対応ができない。 【効果・必要性】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。また、ケアに応じた介護報酬の適切な詳細に繋がり、職員の給与改善にも資する。	
27年	257	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項、介護保険法第78条の4第5項(関連)	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 今後、認知症高齢者の増加が予想されており、地方創生においても、「医療・介護の総合的な確保の推進」の中で住み慣れた地域での生活を維持できるよう地域包括ケアシステムの推進が求められている。 昨年の社会保障審議会介護給付費分科会(101回)においても、「小規模多機能は在宅でも、もかかわらずケアマネジャーがかわる。こんなばかな話はない」との意見が出されている。 【支障事例等】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」訪問「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである。 兵庫県でも市町村と連携し、「小規模多機能型居宅介護」の整備を推進しているが、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっている。 【効果・必要性】 同一の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながる。現在の介護支援専門員によるサービス紹介が促進されことなどから、サービス全体の利用促進や事業者の参入促進につながり、当該サービスの普及が促進される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	258	医療・福祉	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項、第44条第3項、第80条第2項、第84条第2項	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準の緩和	指定障害者支援施設等※に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき基準」に見直すこと。 ※障害福祉サービス及び指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設	【提案の経緯・事情変更】 指定障害者支援施設等については一部の従業者(サービス管理責任者)の専従要件が課せられており、相談支援従事者との兼務ができないため、特に小規模な市町においては人員の確保に支障をきたしている。 【効果・必要性】 これを緩和できれば、相談支援業務に携わる者の拡大が図れ、計画相談の進捗が見込まれる。	
27年	60	農地・農業	町	当別町	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条及び5条	農地転用許可権限の市町村への移譲	農地法4条及び5条に基づく農地転用許可に係る事務・権限の市町村長への移譲。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番分かっている。 地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に出来るようにする必要。 人口減少に歯止めをかけるには、産業を進展させ雇用を生む事が必須であり、その前に企業誘致を積極的に行う必要がある。 本町は札幌圏の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。 刻々と変化する経済情勢の中、現行の大臣許可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。	
27年	61	農地・農業	町	当別町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条、13条	農業振興地域の整備計画の変更における都道府県知事の同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法13条に基づく、農業振興地域整備計画の変更の都道府県知事同意の廃止。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 人口減少に歯止めをかけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に行い、積極的に企業誘致をし、産業を進展させ雇用を生む施策が必要である。 農業振興地域整備計画の変更は都道府県の同意を必要とする現行制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりに支障がでる。 また、農業振興地域整備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後8年経過した土地であると基準が定められているが、刻々と変化する経済情勢の中にあつては、この基準が足かせとなり、まちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。	
27年	208	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であつて、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うこと。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、その後の社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外でなく他市への転出を模索されるという事例や農村集落の維持発展のために集落外からの移住を受け入れようとしても家が建てられないという状況が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。 中でも、農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であつて、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うよう農振制度に関するガイドラインの見直しを求める。 地域再生法の改正に伴う地域農林水産業振興施設整備計画の策定により、6次産業の推進に関する施設であれば灌がい排水事業完了後8年未経過であっても整備可能となったが、地域の内外から発生する新たな農業の担い手のための住宅整備は依然行うことが出来ない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	53	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2号、設備投資などの技術開発支援に関する法律第12条 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱 ものづくり・商業・サービス革新補助金公募要領	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発のための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	経済産業局等が行っている革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップにより効果的・効率的に行える。 中小企業の技術開発支援については、国と都道府県がそれぞれ中小企業への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、中小企業の技術開発支援の取組として、埼玉県産業技術総合センターによる研究開発支援や埼玉県産業振興公社による産学連携等の支援等を実施しており、多くの技術開発を成功させてきた。また、こうした取組は各都道府県でも実施されている。 中小企業ものづくり高度化法に基づく特定研究開発計画の認定や戦略的基盤技術高度化支援事業補助金及びものづくり・商業・サービス革新補助金に関する事務を都道府県が行えば、技術開発支援の取組と連動させたワンストップで総合的な支援が可能となり、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 中小企業が技術開発等を行うために県の産業技術総合センター等の助言等を受けることが多いが、身近な県で助言等を受けていても、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かわなければならないなど二度手間となっている。また、国の補助対象事業に適合させるため、産業技術総合センター等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。	
27年	271	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7.11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化に関する認定事務等の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 (1)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し (2)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 (3)地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 また、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められており、地方では国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業など、地域消費の喚起を図っているところである。 【支障事例等】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 昨年7月に中小企業庁に対し「平成24年度商店街実態調査報告書」の本県部分のデータ提供を依頼したところ、「実態調査のみで使用すると条件で商店街から了解を得ているため、提供できない」との回答で、結局、県でも同様の作業を行うしかなかった。このように国と地方公共団体間で十分な情報共有・連携ができていない。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能となる。	
27年	272	産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第48条第1項、第4項、第49条第1項第2号 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では、国の平成26年度2月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の喚起を図っているところであり、今後も地方創生の観点から、商店街の活性化施策に取り組みとしていく。 【支障事例等】 特定民間中心市街地活性化事業は、国が認定した中心市街地活性化法に基づく基本計画に記載されたものに限られており、事業内容は中心市街地再興戦略事業費補助金の採択など地方公共団体の支援措置に関係している。 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺地域域の先進的モデルとなり得る事業について全国的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。」との意見があったが、全国一律の視点ではなく、地域の実情や課題等に応じた視点からの認定が必要である。現在はその点で不十分である。 そのため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	
27年	317	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都府市長会	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	【都市計画事業】 の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定委託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第59条の2(指定都市の特例)に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、所管課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に對する公平性・公正性・透明性を確保できると考えている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	331	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第59条	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2〔指定都市の特例〕に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、都市計画課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考えている。	
27年	286	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2条の3	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方分権改革の第二次動向(H20.12.8)では、地方整備局の見直しのなかで、「都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が既成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」とされたが、未だ実現していない。 【支障事例等】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されているが、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。しかし、さらなる一体的管理を行い、費用の低減や、メンテナンスに開きようとしても、管理権限がないため、なかなか相乗効果を図ることが困難な状況である。 【効果・必要性】 淡路地区では県と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	
27年	33	運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案) 兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指図監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に關しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 すでに、道路運送法第18条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。しかしながら、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の実情やニーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 地域交通ネットワークの最適化を図るために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築することができるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求めるとともに、府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	
27年	57	運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第1、3項、第15条第1、3、4項ほか 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の都道府県への移譲	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等を地方運輸局から都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 地域公共交通活性化再生法に基づく地方自治体による主体的な地域公共交通網の形成・充実の取組をさらに効果的・効率的に推進するためには、バス事業の許認可事務及びバス路線維持等に係る補助事業を移譲し、地域事情等に精通した県が総合行政の観点から交通政策を展開できるようにすることが効果的である。 現行制度ではバス事業の許認可及び監督・行政処分権限等を国が持っているが、道路運送法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改正し、国が持つ補助制度とともに県に移譲すれば、地域公共交通の実情を把握し、地域の実情に即したきめ細かな施策の検討や展開が可能になる。 地域交通の活性化に際しては、路線バスをコミュニティバスやデマンドバスで補うことが主流となっているが、超高齢化が進む中で、路線バスの利便性向上拡大も地域交通の再生には有効な手段となっている。路線バスの許認可権限を都道府県が有すれば、路線バスの拡充も含め、思い切った再編が実施できる。 【支障事例】 都道府県にはバス事業に関する許認可権限等がないため、路線バスやコミュニティバス等による地域公共交通網の再編を効率的に進められない。 地方自治体が運営するコミュニティバスの再編により利用者が増加した路線について、再編時は地元市町村とコミュニティバス事業者が協議して円滑に進んだが、この路線で、以前、赤字で運行していた事業者が撤退した際には、県には許認可権限もなく、有効な手段が打ち出せなかった。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	284	運輸・交通	都道府県	兵庫県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送事業の許認可等権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業にかかる事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指図・監督等の事務を含めた権限の一括移譲を求める。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一県域内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要となっている。 【支障事例等】 道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかし、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の実情やニーズに合致したものと捉えられており、地域交通の最適化が図られていない。 現状では、住民から、乗り継ぎが悪い、運行経路の最適化が図られていないといった声があるなか、事業者間の調整に委ねざるを得ない状況にあり、一般乗合旅客自動車運送にかかわる権限は国が持っているため、こうした課題の解決に地方が先頭になって調整することができない。 【効果・必要性】 地域主体の責任体制を構築することで、地域公共交通のニーズや課題に迅速かつ機動的に対応できるとともに、地域の実情に沿った総合的な交通施策展開が可能となる。 地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	
27年	30	運輸・交通	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省 観光庁	A 権限移譲	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第9条第3項	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)の広域連合への移譲等を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 現在、「全国的見地から効率的に潜在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」としている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。 (制度改正の必要性等) 大きく増加傾向にある訪日外国人観光客について、その効果を全国各地に波及させることが急務となっている。観光圏の整備に際しても、今後は大きく圏域をまたがる広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら圏内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みが必要と考えられるが、こうした地域間の調整を国が行っていくことは難しいと思われる。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備においても計画段階から情報を共有し、域内の観光圏や周辺地域との連携による観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。 また、個々の観光エリアではうまく伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、関西を一体的な観光エリアと見なし、広域観光周遊ルートも含め、複数の観光圏が連携して地域の総合力としてさらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に束ねて、観光圏全体の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる関西広域連合のような広域行政組織が適任であり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。	
27年	9	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国土形成計画法では、全国計画のみならず、広域地方計画においても「全国計画を基本として」策定することとされ、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会を経てはいるものの、本省権限となり、東京の視点による策定となるなど、未だに国主導・中央集権型の推進体制となっている。 東京一極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、国土形成計画法を改正し、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む「地方創生時代の体系へ」見直ししていくべきである。 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 そのため、広域地方計画の策定に当たって、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はもとより、協議会の事務局についても関西広域連合に委ねるべきであり、さらに、策定権限についても、関西広域連合へ移譲すべきである。 【支障事例】 関西広域連合の再三に渡る要請にも関わらず広域地方計画協議会への参画は認められず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名により強く要請し、新しくオブザーバーとしての参加が認められたこととまる。なお、関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画の後継指名をしている。 関西広域連合では、広域地方計画の案作成を志願し、関西圏域の展望研究会を設置し、平成27年3月、中間報告書を書いたが、協議会において意見を述べる機会はなく、研究会の成果を反映することは現時点できていない。	
27年	199	環境・衛生	中核市	川崎市	環境省	A 権限移譲	環境影響評価法第10条 環境影響評価法第20条	環境影響評価法に基づく方法書等 環境影響評価法第10条 環境影響評価法第20条	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及び場合においても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、環境影響が市域外に及び場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。また、県知事は、複数の市町村長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、詳細書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の詳細書への具体的な対応状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】 地方分権の進展により、指定都市等が地域環境管理において果たす役割は大きくなり、単独で意見を形成できる能力と体制を有するとして施行令で定められた市は、環境影響が市域内に限られた事業の場合、市長意見を直接事業者に述べられることとなっている。こうした地方分権の推進や地域環境管理の観点から、環境影響が市域外に及び場合でも、多くの市民が暮らし、能力と体制を有する指定都市においては、地域の実情を踏まえた市長意見を直接事業者に述べることは、非常に意義が大きいものと考えられる。たとえ市長意見と知事意見との間に齟齬がもたらされても、事業者が多様な意見を認識し、それぞれに対して見解を示すことは、環境に配慮したよりよい事業計画づくりに資すると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	282	環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県、関西広域連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車Nox・PM法第7条第3項	自動車排出酸素化合物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定手続きの緩和	総量削減計画を策定するときは、環境大臣に協議しなければならないとされているが、環境大臣との協議を不要とし、報告とする。	【提案の経緯・事情変更】 法第10条で定める協議会である「兵庫県自動車排出酸素化合物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」の委員として、知事や関係市町長とともに、国の機関は、環境省近畿地方環境事務所長、農林水産省近畿農政局長、経済産業省近畿経済産業局長、国土交通省近畿運輸局長、国土交通省近畿地方整備局長に参画してもらい、総量削減計画について協議を行っている。 しかしながら、総量削減計画策定のためには、環境大臣との間で協議することが要件のため、協議会で決定した計画案をさらに環境大臣と協議することになり、協議書の作成など事務手続きに時間と手間がかかっている。 過去の例では、計画骨子案に対する環境省担当者内容確認手続に約2週間、計画案に対する環境省との事前協議手続に18日間、環境大臣協議に20日間かかっている。国の出先機関が協議会メンバーに入っているため、そこで協議し決定したものを本省で協議することは、二重手続となっていると考える。 【効果・必要性】 都道府県における協議書作成時間を含めた期間に比べて大幅な事務の迅速化が図られる。 なお、大臣協議の廃止後は大規模な転用解除申請書の審査については、従前にも増して都道府県が責任をもって慎重かつ厳正に行うものであり、迅速化に拘って審査を簡素化するものではない。	
27年	211	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、三重県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策強化事業実施要領 地域少子化対策強化交付金交付要綱	地域少子化対策強化事業(交付金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために行う出会い・結婚支援等の事業が先駆的な取組と認められない場合、情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業も対象外となることから、施策の基盤となる基礎的・共通的事業については継続的に実施できるよう、制度の見直しを行う。	【支障事例等】 【制度的な支障事例】 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るなど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。 次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地域での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業は、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかったことから、初年度に開設した基礎的・共通的事業であるセンター事業についても単なる継続事業と見なされ対象外となった。 このことから、センター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・安定的な取組を推進する上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事業などが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。 このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。	
27年	44	その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(観光・防災Wi-Fiステーション整備事業)に係る対象要件の緩和	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(観光・防災Wi-Fiステーション整備事業)に係る対象要件の緩和	観光・防災Wi-Fiステーションの整備促進を図るため、交付対象となる施設・設備要件の緩和や交付額の下限の引下げを行うとともに、鉄道施設等公共性の高い場所への整備についても交付対象に加えるよう見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円)の設定があり、また、申請マニュアルにおいて、「屋外設備を条件とする」、「一定程度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本」とするなど、最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。鉄塔建設にあたっては、用地の選定・取得するなど、自治体としてはハードルが高いことから、鉄塔の建設を必須としない形に補助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所についても、防災拠点と観光拠点に限定されているが、鉄道施設等公共性の高い場所においても観光・防災情報を提供すると有益であることから、対象外とされている鉄道施設等についても対象箇所としていただきたい。 【支障事例】 県内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いため、本事業を活用できないとの声があった。また、観光施設等を整備するにあたっては、動線上の鉄道施設等も合わせて整備する必要があるため、補助対象としてほしいとの声があった。	
27年	155	教育・文化	都道府県	長崎県	総務省 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成27年4月21日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課文部科学省高等私学局私学部私学助成課事務連絡(平成27年度における耐震化事業について)	私立学校耐震化文部科学省高等私学局私学部私学助成課事務連絡(平成27年度における耐震化事業について)	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乗せる形で独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%、全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【制度的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	241	教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合	総務省 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設設計」の策定を求めている。 また、平成25年度に「原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修等を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	
27年	69	土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省 財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条、第28条 社会資本整備総合交付金制度の運用改善	社会資本整備総合交付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度末(端境期)の工事量確保に苦慮している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成20年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・発注時期の平準化に努めることとされた。国庫庫事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くも5月下旬頃となり年度当初に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1.5倍に増し、先発の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。	
27年	85	土木・建築	都道府県	秋田県	国土交通省 財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金制度の創設	国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的な事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本整備総合交付金制度において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的な事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効果的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本整備総合交付金制度において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	
27年	38	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学校・通信制学校に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	39	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項6	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)の改修に付しても対象事業となるよう要件を緩和する要件緩和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。 老朽化の適正な対応を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。 【支障事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。	
27年	241	教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合	総務省 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	
27年	155	教育・文化	都道府県	長崎県	総務省、 文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 私立学校耐震化文部科学省高等教育局私学部 私学助成課 事務連絡「平成27年度における耐震化事業について」	私立学校耐震化に係る緊急防災・減災事業債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震化状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に乗せて独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担に伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%、全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	
27年	42	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱第20条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領5	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)に係るスクールカウンセラー等活用事業の要件緩和	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。	【制度改正の必要性】本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要する全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事象の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。 しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準とはいえずなくなっており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。 (※)同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校も含む全ての配置校の10%以内に限られるという趣旨 【支障事例】本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55人までに限られるため) カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事象の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多く、カウンセラーが近隣の高等学校へ巡回を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠のため、配置校及び巡回校ともに継続的なケアが必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	92	教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法 指定文化財管理費国庫補助要項	文化財関係国庫補助金に係る補助対象の追加	①指定文化財管理費国庫補助要項で補助対象外とされている地方公共団体が所有する物件についても補助対象とすること。要項(6)について文部科学省所管文化庁所属の国有財産以外にも補助対象とすること。 ②要項で補助対象外となる庭園以外の史跡や天然記念物(鳥、岩石地、池、沢、森林を除く。))についても補助対象とすること。	【支障事例】 ①指定文化財に関する維持管理費については、年間数千単位にのぼる例や、自治体によっては部局予算の3~4割程度を占める例もある。文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えず、県民から苦情を受ける場合もある。さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早める要因の1つになる場合がある。 中には、維持管理費に多額の費用がかかることから、文化財の価値の高いものの指定に対し消極的な事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。 ②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所属の国有財産等に限られており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(鳥、岩石地、池、沢、森林を除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要度も重要文化財等と同様であり、費用もかかることから、実際に維持管理を担う地元市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。 【地域の実情を踏まえた必要性】 ①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりとおして住民の生きがい創出につながるかと期待される。	
27年	114	医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	昭和62年7月30日厚生省保健医第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大について」	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大	第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正	【具体的な支障事例】 第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正 【地域の実情を踏まえた必要性】 一般感染症等の患者が発生した場合、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離するだけでは不十分であり、施設内に診断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切な医療の提供は不可能である。過去に国内発生のない第一種感染症に備えるための設備整備費用について、医療機関に負担を求めるとは現実的ではなく、施設整備を行った国及び都道府県の責務として、設備整備を可能とする要綱改正が必要である。	
27年	224	環境・衛生	都道府県	京都府、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(H27年度から創設する、新たな「生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充」において、耐震診断は対象外と伺っている)	生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充	上水道耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震化診断については国庫補助対象外であるが、避難施設等に接続する施設については、耐震化診断の国庫補助の対象とするよう求める。	耐震診断は、耐震工法や優先順位を決定し、水道事業者の耐震化計画を策定するために不可欠であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万~数千万円規模の費用を必要とする。 現在、下水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれに基づく改修整備が国庫補助対象であることに対し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である(改修整備は国庫補助対象)。 しかしながら、地震災害時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られていなければ、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。 【現状】 府内において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6~7割程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考えられる。	
27年	177	医療・福祉	一般市	釧路市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年1月20日付け厚生労働省老健局長事務連絡「平成26年度補正予算(案)における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の協議について」	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特別交付金)にかかる交付要件の緩和について	当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度という条件を緩和し、複数回の利用を認める取扱いを希望する。	【制度の概要】 当該交付金は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する際に利用可能なものであり、利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。 (※平成26年度まで都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特別基金を財源として交付していた同様の補助金の利用も、制限対象に含まれている。) 【支障事例】 例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホームが、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希望した場合等においては、申請が認められない状況となっている。 【制度改正の必要性】 防災対策等改修は、介護を要する方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な面があり、複数回にわたり計画的に実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別に勘案の上、複数回の利用を認める取扱いを希望する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	149	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業競争力強化 基盤整備事業 農地 整備事業 農地 帯担い手育成型 別紙1-1 第4 の2	農業競争力強化 基盤整備事業 農地 整備事業 農地 帯担い手育成型 別紙1-1 第4 の2	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤 整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備 事業」のメニューである「畑地帯担い手育成型」について、実施要件である「受益面積20ha以上」を「10ha以上」へ緩和すること。	【具体的支障事例】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしているが、本県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多く、「畑地帯担い手育成型」の要件である、受益面積20ha以上を確保できない場合がある。  【制度改正の必要性】 畑地帯担い手育成型では現在、離島と樹園地の畑地に限って面積要件が10haに緩和されており、内地の畑作地帯については、面積要件が20ha以上となっているところ。本県については、中山間地域の占める割合が多く、経営規模の小さい農家が多数であるため受益面積要件を満たさない地域もあることから、効果的な農業の振興を図ることができない。なお、平成25年2月26日付け農業競争力強化基盤整備事業実施要綱等改正で中山間地域型が追加され、水田が50%をしめる地域においては受益地が10ha以上で農地整備事業が実施可能となった。 離島や樹園地に限らず、内地の中山間地の普通畑においても、整備が遅れている畑地帯の区画整理等を推進するため、同様の緩和が必要である。 畑地の基盤整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)では条件次第で10ha以上から可能ではあるが、農地整備事業では実施可能な中心経営体農地集積促進事業(促進費)の制度が設定されておらず、地元農家にとって極めて不利である。	
27年	242	農地・農業	市区長会	全国市長会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	中山間地域等 直接支払交付 金実施要領 第6の2	中山間地域等直接 支払制度における 営農条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第6の2の「対象行為」において、「5年間以上継続して行われる農業生産活動等」と規定されている要件を高齢者に限って撤廃すること。	【現状の課題】 「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続することや、耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。 また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の営農条件を設定しておく必要性が低い。  【支障事例】 たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集団的サポート型」(C要件)が導入されているが、協定農用地の内の一人が高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定締結者等が、離脱した者の農用地を耕作するとなっている。 また、営農を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況にあっては、5年間の継続的な営農に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位で営農の継続を断念する事例が出てきている。  【効果】 営農の継続を最初から断念する者が少なくなる。 ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができる。	
27年	220	農地・農業	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農地集積・集約 化対策事業実 施要綱別記2	農地中間管理事業 における出し手 農家への支援制 度の改善	農地中間管理機構への農地の貸し出しについて、5年以上の貸し出しでも交付対象とすることを求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作者集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。	
27年	111	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	新規就農・経営 継承総合支援 事業実施要綱 (別記1)第5 2 (1イ)ア	青年就農給付金の 給付要件の簡 素化	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から賃借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。」について、親族から賃借した農地が主である場合の給付期間中に所有権移転することを確約することとしている要件を削除すること。	【支障事例】 農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならないこととなる。しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移転に係る費用が多くなることから想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースがある。  【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足が社会問題化している中、新規就農者を支援する目的で創設された制度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就農を開始しようとする者にとっては利用しにくい制度となっている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	237	農地・農業	都道府県	徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積・集約化対策事業実施要綱(別紙2)第5の2(1)	「経営転換協力金」を活用した農地の貸付期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置「経営転換協力金」を活用した場合でも、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間(3年又は5年)の設定を可能とすること。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。そこで、こうした実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度とすることを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。	
27年	144	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について第1の2の(1)イ	強い農業づくり交付金の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分基準に基づき成果目標を設定し、そのポイント上位から交付金の割当が行われているが、新規就農者や新規参入法人が取り組む場合、現行の制度では現況ポイントの確保ができないため、新規就農者等の取組については、新たな種類の追加や優先枠の設定、加算措置等、一定のポイントが確保できるような配分基準の見直しをお願いしたい。	【具体的支障事例】強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づく取組ポイントに応じて都道府県への交付金の配分が行われているが、都道府県加算ポイントを含めると32ポイントが最高ポイントであるにも関わらず、H26当初については27ポイント、H27当初では31ポイント(31ポイントについてもシェア配分)と非常に高い取組ポイント事業のみの配分。配分基準は現況ポイント(5ポイント)と目標ポイント(10ポイント)からなっているが、新規参入の場合は、現況ポイントが取れないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困難な状況。 長崎県における新規就農者等にかかる要望状況 H26当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規就農者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※同年とも配分なし 【制度改正の内容】新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できるよう以下のような配分基準の見直しをお願いしたい。 例) 新たな種類の追加:生産及び販売実績によらない「事前の農業研修の実施有無」や「新規就農者数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規就農者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類乾燥調整貯蔵施設の再編にかかる重点再編地区のように、都道府県の施策(新規就農者の育成)に沿った重要な取組については、現況値5ポイントとする。 新規就農者等の取組に対する加算措置の設定:人・農地プランと同様に取組ポイントとは別に加算措置を新たに設ける。	
27年	150	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産競争力強化対策整備事業実施要綱(別表)2 家畜の導入(生産局長が別に定める新規就農者等に限定)	畜産競争力強化対策整備事業における繁殖雌牛の導入支援について、新規就農者以外の農家についても支援の対象とすることで、より効率的に繁殖雌牛の増頭を図ることができる制度としていただきたい。	畜産競争力強化対策整備事業における繁殖雌牛の導入支援について、新規就農者以外の農家についても支援の対象とすることで、より効率的に繁殖雌牛の増頭を図ることができる制度としていただきたい。	【制度改正の必要性】 畜産競争力強化対策整備事業では、牛舎を整備する際に導入する繁殖雌牛の導入経費については、新規参入者以外、補助対象となっていない。全国的に、高齢化等により繁殖農家の戸数及び飼養頭数は減少傾向にあり、また、素畜価格の高騰等により繁殖用雌牛の導入が困難となっている中で、効果的に肉用牛の頭数の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖雌牛導入経費の補助対象とする必要がある。 【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産者からは、新規就農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖雌牛の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規就農者に限って対象になっていることは不平等であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖雌牛の増頭は急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	
27年	152	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国産粗飼料増産対策事業実施要領第3の3の(1)	国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業の対象要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業において、農家が1戸でも支援が可能となるよう緩和し、放牧の拡大に向けた取組を推進していただきたい。	【制度改正の必要性】 国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等であることが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化が困難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生産の一方で、長崎県の単独畜業者においては、小規模の試行的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧を開始するにあたって、一戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につながっていない実態がある。 【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上の生産集団を組めないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っても牛舎から離れていることなどから実用的でないとの声がある。また、左記の地理的条件により、市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	20	農地・農業	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	例) ・農村漁村6次産業化対策事業補助金(医福食農連携推進環境整備事業) ・農林水産品アウトポット技術活用推進事業費補助金(先端ロボットなどの革新的技術の開発・普及) ・農村集落活性化支援事業補助金 ・都市農村共生・対流総合対策交付金 等	農林水産振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。  (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産振興を強力に推し進めていくためには、国は食料安全保障(検査、農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農林水産振興は、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できるようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまう。	
27年	304	農地・農業	都道府県	大阪府、和歌山県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農山漁村地域整備整備交付金実施要綱、要領別紙4-1第4の8の(4)及び都市農業振興基本法第4条等	農山漁村地域整備交付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地の保全のための農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型)の事業採択要件の緩和  <受益面積要件の緩和> 【現行】10ha以上(農振農用地) 【提案】5ha以上かつ農振法や都市農業振興基本法等に鑑み、条例等で特に保全することを定めている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集団農地、生産緑地)。 農林水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市街化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採択要件の緩和を求めるものである。 【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、大規模更新が求められる。しかし、大阪府内の農地は前記のとおり、多くの地域が同交付金の採択要件を満たさないことから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新ができない状況。ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的機能を発揮する農地の保全が懸念。なお、ゴム堰本体の損傷箇所が水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなかった事例もあり、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性もある。 【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が必要と考えている。	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集団農地、生産緑地)。 農林水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市街化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採択要件の緩和を求めるものである。 【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、大規模更新が求められる。しかし、大阪府内の農地は前記のとおり、多くの地域が同交付金の採択要件を満たさないことから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新ができない状況。ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的機能を発揮する農地の保全が懸念。なお、ゴム堰本体の損傷箇所が水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなかった事例もあり、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性もある。 【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が必要と考えている。
27年	278	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する 規制緩和	林野庁長官通達16林整治第2317号	治山事業に関する採択基準の緩和	治山事業に関する国庫補助制度の採択要件について、河川の上流域において崩落があった場合、下流で橋梁部に流木等が閉塞し河川氾濫を起こることがあるため ①、2級河川以外の流域で事業を実施する場合でも、保全対象人家の要件を見直すこと ② 復旧整備に係る事業費要件を事業費7千万円以上→3千万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本県の丹波を襲った平成26年8月豪雨災害では、流木被害の恐れの高い溪流において、事業費が国採択基準を満たさない小規模崩壊でも、谷出口から2km以上離れた下流で橋梁部に流木が閉塞し、益水被害を及ぼした。国採択基準を満たさない箇所については県単独事業で対応(第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画では194箇所)している。近年、短時間に局所的な豪雨などによる風水害が相次いでいることから、災害発生時の恐れのある未着手の山地災害危険地区において治山事業の着実な推進が求められている。 【効果・必要性】 国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐことができる。	
27年	19	産業振興	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する 規制緩和	例) ・伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・第二創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金 等	産業振興に係る決定権限の移譲(一括交付金化)	関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。  (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまう。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	69	土木・建築	都道府県	高山県	国土交通省 財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政法第15条、 第26条 社会資本整備 総合交付金交 付要綱	社会資本整備総 合交付金制度の 運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備 総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能とな るよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業者着手承認 等の交付金制度の運用改善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金 と比べ自由度が高く、前倒し工事を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなった ことから年度境(締切期)の工事量確保に苦慮している。昨年改正の「公共工事の品質確保の促 進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工 事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日 閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努 めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期 の平準化に取り組みこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要で ある。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付付を行い早期事業着手に努めている が、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の締 切期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1. 5倍に増額し先年の工事量確保に努めているが、単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可 能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定 による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期 待される。 (追加の支障事例)積雪による制約のほか、日本海側特有の冬季風浪の影響により、冬季にお ける海岸・港湾工事の施工に制約を受け、十分な工期の確保が困難な状況となっている。また、社 会資本整備事業におけるゼロ国債制度の創設は、公共工事の発注時期の平準化の推進のため にも必要と考える。	
27年	85	土木・建築	都道府県	秋田県	国土交通省 財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政法第15条、 第26条 社会資本整備 総合交付金交 付要綱	社会資本整備総 合交付金にお けるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事 業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業に なっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が 行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の 施工進捗を逃すなどの弊害があることから、社会資本 総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨 いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設 を求めるのである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心 的的事业になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工進捗を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効果的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるよう なゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事につ いては、予算年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の要記載等は要しないなど、交付要 綱等にゼロ国債事業と単年度事業と同様に扱うことを明記する。	
27年	103	消防・防災・安全	施行時特別市	長岡市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	積雪寒冷特別 地域における道 路交通の確保 に関する特別措 置法 第三条 積雪寒冷特別 地域における道 路交通の確保 に関する特別措 置法施行令 第 一条 雪寒道路指定 基準	雪寒道路の指定 基準の緩和	道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路と指定できるよう、積雪寒冷特別地域における 道路交通の確保に関する特別措置法施行令第一条、 若しくは国土交通大臣が定める雪寒道路指定基準を 改正していただきたい。	【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基 づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道 路は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるよ うにするため、雪寒道路指定基準に道路ネットワーク上重要な路線を加えていただきたい。 【必要性・支障事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行 きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、病院や買い物などの日常生活に著しい支障を 来す。 特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量(日交通量おおむね150台 以上)に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住 民の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。 既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がない ため、除雪回数を落とすなどサービス水準を落とさざるを得ない状況である。 このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。 【効果】 除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地 方創生が実現できる。	
27年	162	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱(イ-16) (12)住宅・建 築物安全ストック 形成事業-①住 宅・建築物耐震 改修事業)	社会資本整備総 合交付金(住宅・ 建築物安全ス tock形成事業)の基 幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事業など命を守る一助と なる耐震改修以外の事業も社会資本整備総合交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追 加していただきたい。	【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震 化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な 理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短期間で、住み ながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常 に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対 する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増える予想される。 民間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高価なものも多く、市補助金の限 度額内で設置できるものは限られている。 【事業追加の必要性】 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月内閣府)」にて、地震被害軽減の取組 みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明 記されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要が ある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基 幹事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住 宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	310	土木・建築	町	熊取町	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱	社会資本整備総合交付金に係る効果促進事業の事業費要件の緩和	社会資本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本整備総合交付金に交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。」と規定されている。 本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならざるを得ないため、効果促進事業として実施できる事業が限定される。 よって、町村における効果促進事業に係る事業費要件の緩和を提案するものである。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6号2号に規定されている効果促進事業の事業費要件(全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。 なお、本町においては、17.24km <sup>2</sup> の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。 【現状】 「社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」である。 「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「奥山岡山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。	
27年	8	環境・衛生	施行時特別市	福井市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	下水道法施行 令第24条の2第 1項第1号及び 並びに第2項 下水道法施行 令第24条の2第 1項第1号及び 並びに第2項の 規定に基づき定 められた告示 46.10.9告示 1705号、一部改 正平成25.5.16 告示492号)	下水道長寿命化 支援制度の交付 対象の拡充	下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定められておらず、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。	【地域の実情】 当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外である。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策を進めることが困難となっている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。 【懸念の解消策】 当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではない。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。 主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定められた中心部の管渠のほとんどは200mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。	
27年	122	環境・衛生	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	下水道法 社会資本整備 総合交付金交付 要綱	水質改善を目的 とした普及促進 事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共用水域を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10坪未満の家が密集した個人所有の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただきたい。	【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される1日のBOD総排出量は約760kgにものぼり、わずかに8%の人口で、残りの82%下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。 【必要性】 そこで、最も効率的に汚水処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分を下水道に転換することが必要となっている。 【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整備を積極的に進めている。 そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応える水費(下水道法では自ら排水設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいため、条件を付して市で整備している。(建設費減額))で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に進めるには、浄化槽利用者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたい。水質改善を目的とする私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場) 【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるとしたい。	
27年	238	土木・建築	都道府県	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附編第 II編 砂防設備等緊 急改築事業(ロ ー8-②) 4- (3)-⑤) 通常砂防事業 (イ-4-(1))	「防災・安全交付 金」の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業」における管理型堰堤への転換を事業の対象とする。(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)	【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業」における管理型堰堤への転換を事業の対象とする。 【制度改正の必要性・支障事例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、嵩上げや管理型堰堤への転換等、土砂整備率が増える工法は認められていない。一方、通常砂防事業で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。 緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の設定と土砂整備上の安心を図ることができる。 例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土砂流を考慮した現行基準に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより事業費3%程度の増加で、整備率を18%から58.9%に改善する事ができる。 過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築においても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要請する。 整備率が上がっている深淵に対して、深淵内に新規に設置する遊地がない場合もあり、既存の不透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向上を図ることが出来る。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	311	土木・建築	町	熊取町	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱	社会資本整備 総合交付金の 簡素化	社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定する必要があります。 この点検・調査、計画策定には多大な時間及び費用を要し、本町においては業務が困難な状況であり、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。 よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一定条件を満たせば補助採択と新たな基準の作成など、補助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。	【支障事例】 ・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理しているマンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。 箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名(蓋開閉作業係、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ月間、テーク整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となった。(業務委託した場合の見積費用は約7百万円) 【現状】 ・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、これらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町においては莫大な期間及び費用が必要であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。 【参考事例】 ・老朽管更新事業(水道事業) 補助採択条件 ・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域) ・給水人口が5万人未満の水道事業者 ※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる	
27年	113	運輸・交通	都道府県	愛媛県 徳島県 香川県 高知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金 交付要綱 ほか	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金の 補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。 地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の観点から、車両購入時における一括補助とすべき。 ＜現行制度での支障事例＞ ①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な補助申請手続き等の事務作業が発生している。 ②5年分のリース、割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行政負担が発生している。 【参考】 《公有民営方式について》上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく買受することには、地方自治法上の制約があり(第297条)。また、実際に、車両購入に当たっては、車両購入価格や公平性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両が事業のニーズと合わないことが想定される。 《支障事例》車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先(メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用車両と統一されない場合には、逆に事業者の経理経費の増大となる。なお、購入後の管理費等については従来事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみである。		
27年	198	消防・防災・安全	指定都市	相模原市	防衛省	B 地方に対する 規制緩和	防衛施設周辺 の生活環境 の整備等に関する 法律第8条 防衛施設周辺 の生活環境 の整備等に関する 法律施行令第 12条第13項	民生安定助成事 業の補助対象 の見直し	民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めること	【現在の制度】 「民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(防地周第16398号 通達)」は、民生安定施設の助成事業のうち、施設整備助成事業(新たな施設の整備に対する助成事業)につき、一般市民の学習、保育、休養又は集会用に供するための施設については、助成対象を体育館、(自治体が所有する)コミュニティ供用施設、児童館、水泳プール及び保育用施設に限っており、自治会が所有する自治会集会所への助成を除外している(防音工事のみが助成の対象)。 【支障事例】 従って、自治会集会所を新設する場合には本制度を利用することができず、本市においてはやむを得ず、再編交付金制度を利用して自治会集会所の新設について自治会に対する補助を行ってきた。しかし、同制度に基づく助成は平成28年度をもって終了となり、将来的には自治会集会所の新設に対する助成が無くってしまう。 【制度改正の必要性】 自治会集会所は地域コミュニティの中核を担う組織である自治会の本拠となる施設であり、自治会が地域コミュニティ活動を実施していく上で不可欠なものである。 本市においては、防衛施設の近隣自治会において自治会集会所の新設について希望があるため、民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めることを求める。	
27年	40	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1項 24・25・26・27	学校施設環境改 善交付金事業(社 会体育施設)に 係る対象事業の 要件緩和	社会体育施設(地域スポーツセンター等)について、新設・改修に限らず、改修も対象事業とするよう要件を緩和する。	【制度改正の必要性】 社会体育施設(地域スポーツセンター等)の新設・改修を対象とした学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、対象事業となり得るは、施設の新設・改修に限られており、老朽化の著しい部分の復旧を目的とした改修は対象となっていない。 地方では、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっており、こうした改修も対象事業とするよう学校施設環境改善交付金要綱を緩和することが必要である。 【支障事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、既存の社会体育施設を改修することによる老朽化対策は対象外であるため、活用を断念した事例があった。 また、施設を改修する場合は、既存の社会体育施設を建て直すこととなるため、工事期間中は住民が施設を利用できないこととなり、その期間が長期にわたってしまうため、住民サービスの維持の観点からも改修による老朽化対策は効果的である。	【対象外】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	59	雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	対象外		「紹介予定派遣活用型正社員応援事業(通称:若者キャリア応援制度)」に関する事務・権限を都道府県への移譲	厚生労働省が行っている「紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)」に関する事務・権限を都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 この事業は若者の正規雇用を支援するため研修と「紹介予定派遣」制度を組み合わせて期間満了後の正社員就職を目的とする事業であるが、平成26年度中に事業実施業者を選定し、平成29年3月末まで事業が実施されることとなっている。 県では以前から若者の就業支援を実施しており、国と同様に正社員就職を支援する事業(わかもの仕事チャレンジ事業)を実施している。このため、県で一体的に事業を実施した方が効率的であり、若者にとっても選択の幅が広がりマッチングしやすくなる。 そこで、「紹介予定派遣活用型正社員応援」事業実施要領を改正して都道府県に事務・権限を移譲し、都道府県から民間事業者へ補助する制度とすべきである。 【支障事例】 本事業は地域ブロック単位で実施されており、本県が含まれる関東ブロックでは、事業を実施する認定事業者や派遣先企業が東京都内に集中している。このため、都内へのアクセス至便な県南圏在住者は本事業に参加することができ、県内「わかもの仕事チャレンジ事業」と統合している。国と県の事業でそれぞれ紹介している派遣先企業の数は限られるため、若者の選択の幅が狭くなっているが、県の事業に一体化すれば、紹介できる派遣先企業が増え、選択肢が広がりマッチングがしやすくなる。 また、派遣先企業の多くが都内から選定されており、県内中小企業は本事業を活用した人材確保を行うことができないが、県の事業になれば派遣先企業となって人材確保を進めることができる。	【対象外】
27年	135	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第14条	条例制定権の抜本的な拡大	個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障する。	【制度改正の必要性】 これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、抜本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること。特に法律の規定(例:包括委任規定)を根拠として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。 【支障事例】 今の法令解釈では、民意を受けた地方議会で定められた条例よりも官憲立法である政省令が優先されてしまうこととなっているため、法律から委任を受けた政省令の詳細が判明してからでない、実務上、条例改正ができない。例えば、第4次一括法時の厚生労働省の対応(施行日直前の政省令公布)や消費者庁の対応(年度末直前の政省令公布)をされると、議会提案の時期など、計画的な管理執行に支障を生じた。	【対象外】
27年	136	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方財政法第5条、第5条の3、第5条の4	地方債制度の見直し	地方公共団体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度を創設する。	【制度改正の必要性】 現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限がある。また、地方債が正しく使用されているかが重視されており、施策目的達成のために有効かといった観点での制度になっていない。 【制度改正の内容】 地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換を図り、地方自治体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。	【対象外】
27年	139	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省・厚生労働省	対象外	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条第四号	医学部新設等医師養成に関する規制緩和	医学部の新設・定員については、国が基準を定めているが、各大学が、地域の実情に応じて医師養成数を増やせるようにする。	【制度改正の必要性】 本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあるなど、医師の絶対数不足が深刻。 医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第46位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などへの影響が懸念。 本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 【支障事例】 現在、各専門部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 医学部定員についても、H20以降臨時的に増員が図られているものの、大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】 こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	【対象外】
27年	140	環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省・経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	環境影響評価法 環境影響評価法施行令	再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】 平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配電書手続が導入され、環境アセスメントの手続に3~4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【国の施策との関連】 国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
27年	151	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	対象外		肉用牛経営安定 対策補完事業のう ち、地域における 肉用牛生産基盤 強化等対策事業 【中核的担い手 育成増頭推進】(1)奨励 金交付対象者 の補助要件の緩和	畜産農家に対して、繁殖雌牛の増頭実績に応じて奨励 金を交付する際の「事業実施前年度に増頭又は維持」 という要件を廃止する。	【制度改正の必要性】 肉用牛経営安定対策補完事業(AIIC事業)のうち、地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業 (中核的担い手育成増頭推進)は、繁殖雌牛の増頭計画を有し、事業実施前年度に繁殖雌牛を 増頭又は維持した者に対し、事業実施年度の増頭実績に応じて奨励金を交付する事業である。全 国的に、繁殖雌牛の飼養頭数が減少傾向にあるため、増頭対策に取組む必要があるが、本事 業については、「事業実施前年度に増頭又は維持」という要件のため、一時的に特別な理由(繁殖 障害等)により繁殖雌牛が減少した場合に支援の対象とならない。  【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産基盤が弱体化する中で、事業要件のハードルが高いため、増頭意欲 があっても本事業を活用した増頭につながっておらず、生産者から要件緩和を求める声がある。	【対象外】	
27年	170	土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	対象外		社会資本整備 総合交付金交付 事業(特定 構造物改築事業) 【特定構造物改 築事業】	河川管理施設長 寿命化対策(特定 構造物改築事業) の制度拡充につい て	水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策 工事について、4億円以上の事業費要件を撤廃する。	<現行制度> 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業は、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設 備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後 40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 <支障事例・制度改正の必要性> 石川県では、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、事業費の大半が2億円未 満であるため、交付金を活用し、地域の実情に応じた長寿命化対策を講じられない(21施設のうち 16施設が交付対象外)。 <提案内容> 「交付金の使途」の自由度を高め、地域の実情に応じ、適切な維持管理・更新を目的とした長寿 命化対策を効果的・効率的に進めることができるよう事業費要件の撤廃を提案する(予算の増額を 求めるものではない)。昨年度、本県は「事業費の多寡に関わらず、地域の実情に応じて、効果 的・効率的に長寿命化対策を進めることができるよう事業費要件の撤廃」を提案したが、国土交 通省からは、三位一体改革(H15.8.27閣議決定)の方針に則り、「補助金については、補助対象を大 規模なものに限定するとともに、小規模なものは順次廃止・縮減してきたことから、対応できない」 と回答された。 <再提案する理由>三位一体改革では、国庫補助負担金は、補助対象を大規模なものに限定す るとともに、小規模なものは順次廃止・縮減していくことで、国の関与を縮小し、税源移譲等により 地方税の充実を図ることで、地方の自由度を高めるとされた。税源移譲の次善の策として、国庫補 助負担金の交付金化が実施されており、交付金については、地方公共団体にとって自由度が高く て使い勝手良く、地方が必要とする事業の執行に支障が生じないものであるべきと認識してい る。なお、長寿命化対策に対する交付金において、道路、公園、港湾では事業費要件が設定され ておらず、同じ交付金の中でバランスに欠けている。	【対象外】
27年	240	教育・文化	都道府県	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 京都市	文部科学省	対象外		義務教育諸学 校等の施設費 の国庫負担等 に関する法律第 12条第2項 学校施設環境 改善交付金交 付要綱第2第2 項及び別表1	学校施設の長寿 命化対策に係る支 援制度の充実	長寿命化改良事業について、1校当たり7,000万円以 上の事業費要件を撤廃する。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画とし て、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計 画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改 修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設さ れ、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。  【支障事例】 長寿命化改良事業は、1校当たり7,000万円(小規模校は1,000万円)以上の全面的改修が 要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていない。このため、現行の制度 は、財政状況の厳しい中、より低コストな手法で計画的に長寿命化を進めていきたい自治体にとっ て、活用が困難なものとなっている。  【制度改正の必要性】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費 用による地方財政の圧迫が懸念されており、計画的な長寿命化対策を強力に推進するため、財源 の確保が必要である。  【懸念の解消策】 長寿命化改良事業において、事業費の制限を撤廃すること。	【対象外】